

# 北本市住民自治条例制定プロジェクト・チーム設置規程

平成18年6月7日

訓令第12号

## (設置)

第1条 北本市住民自治条例の制定に当たり、住民自治条例に関する研究を行うため、北本市組織規則（平成16年規則第1号）第11条第1項の規定に基づき、北本市住民自治条例制定プロジェクト・チーム（以下「チーム」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 チームは、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 北本市住民自治条例の制定に関すること。
- (2) その他住民自治条例に関すること。

## (組織)

第3条 チームは、リーダー、サブリーダー及びメンバー13人で組織し、別表に定める者を市長が任命する。

2 リーダーは、チームを代表し、その事務を掌理する。

3 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故があるときは、その職務を代理する。

## (会議)

第4条 チームの会議は、リーダーが招集し、その議長となる。

2 リーダーが必要と認めたときは、会議に関係者以外の者を出席させ、説明及び意見を求めることができる。

## (庶務)

第5条 チームの庶務は、秘書政策室において処理する。

## (委任)

第6条 この訓令に定めるもののほか、チームの運営に関し必要な事項は、リーダーが定める。

## 附 則

1 この訓令は、公布の日から施行する。

2 この訓令は、平成20年3月31日限り、その効力を失う。

附 則(平成19年訓令第13号)  
この訓令は、公布の日から施行する。

## 別表

| 所 属         | 職名   | 氏 名   | 備 考    |
|-------------|------|-------|--------|
| 情 報 管 理 課   | 課長   | 加藤 一男 | リーダー   |
| 地 域 づ く り 課 | 課長   | 小林 公一 | サブリーダー |
| 産 業 振 興 課   | 主席主幹 | 鈴木 協治 |        |
| 秘 書 政 策 室   | 主幹   | 田中 正昭 |        |
| 総 務 課       | 主幹   | 服部 孝  |        |
| 財 政 課       | 主幹   | 江口 誠  |        |
| 保 険 年 金 課   | 主幹   | 福浦ひとみ |        |
| 議 会 事 務 局   | 主幹   | 大熊 純司 |        |
| 秘 書 政 策 室   | 主査   | 奥山 誠  |        |
| 教 育 総 務 課   | 主査   | 山本 浩之 |        |
| 税 務 課       | 主任   | 木持 裕子 |        |
| 中 央 公 民 館   | 主任   | 佐藤 慎也 |        |
| 情 報 管 理 課   | 主事   | 福島 洋輔 |        |